

安心・安全な住環境づくり、 ゆうえるがお手伝いします。

家族みんなが
不安なく暮らせる
家にしたいなあ……



こんなことで困っていませんか？

- ・足元が弱ってきたので、ちょっとしたことで転びそう。
- ・家族が退院してくるので、安全に過ごせるようにしたい。
- ・病気やケガのため思うように身体が動かず、生活しにくい。

そんなときは……

ゆうえるに、おまかせください。

- ・ケアマネジャーや関係機関と「連携」して、お客様のご要望に素早くお応えします。
- ・安全な住まいを作るための「制度」をご紹介します。
- ・使いやすい「用具」や、きめ細かい「改修プラン」をご提供します。
- ・お客様一人ひとりに合った「住環境プラン」をご提案します。

ゆうえるでは、さまざまな制度を使って、住環境を整備します

ポイント1 介護保険制度は、要介護度によって利用できるサービスが異なります。

	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
A レンタル	介護保険は使えませんが、高齢・障害助成が、条件によって利用可能。	右ページ A表★印 (シルバーカー・歩行器、歩行補助杖、手すり、スロープ)の4品目のみレンタル可能。 ※電動ベッド・車いすなどはレンタルできません。			右ページの表の13品目すべての用具をレンタルできます。 自動排泄処理装置(尿のみは要支援1~/尿と便は要介護4-5)			
B 購入		右ページ B表 の5品目すべての用具を購入できます。						
C 住宅改修		右ページ C表 の8種類すべての住宅改修が行えます。						
支給限度額(月額)		49,700円	104,000円	165,800円	194,800円	267,500円	306,000円	358,300円
ご利用者負担額(月額)		4,970円	10,400円	16,580円	19,480円	26,750円	30,600円	35,830円

※要支援1～2および要介護1でも、条件によって電動ベッドなどのレンタルが可能なお知らせもあります。

くわしくは、お問い合わせください。

※実際の支給限度額は、金額ではなく単位で決められており、所在地やサービスの種類によって1単位当たりの金額が異なります。

※表は目安として1単位当たり10円で計算しています。

ポイント2 「住宅改修」と「住宅改造」という2つの制度があります。

★吹田市の場合	住宅改修(介護保険制度)	住宅改造(障がい助成制度)
限度額	20万円	50万円
使い方	小分けにして利用可能	1回のみを使い切り
対象者	介護認定を受けている個人 <small>※対象者が2人の場合は、限度額が倍の40万円に</small>	在宅の1・2級の身体障がい者、下肢・体幹3級の障がい者、重度の知的障がい者
自己負担の計算方法	1割負担	生活中心者の所得課税によって、費用の負担がかわります
手続き方法	事前申請・許可→施工→事後申請	見積・申し込み→訪問調査→工事許可→施工→事後報告→工事確認
着工できるまでの時間	申請し、許可が下りればすぐに着工可能	申し込みから着工まで1カ月半以上
市の管轄部署	吹田市役所 介護保険課 Tel:06-6384-1231(代表)	吹田市役所 障がい福祉室 Tel:06-6384-1346

介護保険制度

平成24年4月現在

1割負担

年間10万円まで(4月更新)

A 福祉用具レンタル

※ケアプランが必要です。

要介護度により限度額が異なる



B 福祉用具購入

※指定業者のみで購入できます。(当社は指定業者です)

年間10万円まで(4月更新)



C 住宅改修

※事前申請が必要です。(当社が代行いたします)

生涯20万円まで

(再支給)・要介護度が3段階上がった場合・引越した場合



身体障がい者手帳による給付

日常生活用具参考例 原則1割負担

※それぞれの種目に設けられた基準額があります。超えた分は自己負担になります。

介護・訓練支援用具

対象者

※級により異なります。

特殊寝台・特殊マット(エアーマット 床ずれ予防マット)
入浴用担架・特殊尿器(尿が自動的に吸引できるもの)
体位変換器、移動用リスト、訓練ベッド

下肢又は体幹機能障害

自立生活支援用具

対象者

※級により異なります。

入浴補助用具・便器(ポータブルトイレ) ⇒ 下肢又は体幹機能障害
移動・移乗支援用具・T字状・棒状のつえ ⇒ 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
特殊便器(ウォッシュレットなど) ⇒ 上肢障害
電磁調理器 ⇒ 視覚障害

在宅療養等支援用具

対象者

※級により異なります。

電気式たん吸引器・ネブライザー ⇒ 呼吸機能障害等

住宅改修費

対象者

※級により異なります。

居宅生活動作補助用具 ⇒ 下肢・体幹機能障害

※詳しくは各市の障がい福祉担当窓口までお問い合わせください。

高齢助成制度

(吹田市の場合)

※他市は別途お問い合わせ下さい。

おおむね65歳以上が対象

家具等転倒防止器具設置の助成

市町村民税非課税世帯	生活保護受給世帯
設置費5,000円を限度に助成	設置費5,000円 材料費5,000円を限度に助成
設置対象家具(タンスや食器棚・本棚・テレビ・冷蔵庫など計5台)	

日常生活用具の給付・レンタル

- ・緊急通報装置(給付)
- ・火災報知器(給付)
- ・高齢者用電話(貸与)
- ・電磁調理器(給付)
- ・自動消火器(給付)

寝具乾燥消毒サービス

寝具一式(マットレス・掛布団・敷布団・毛布)の乾燥・消毒などを月1回(年間10回 8月と1月はなし)行う。 ※自己負担が発生する場合があります。

家族介護用品の給付

おむつまたは尿取りパッドと交換できる給付券(1カ月6,250円分)を発行。
※給付条件があります。

※詳しくは各市の高齢福祉担当窓口までお問い合わせください。